

||| 資 料 |||

## 発展国家と母性

—1960～70年代の‘婦女政策’を中心に—

ソウル大学校女性研究所研究員 <sup>ファン</sup>黄 <sup>ジョン</sup>晶 <sup>ミ</sup>美  
横田伸子 訳

### 〈解題〉

本稿は、シム・ヨンヒ、チョン・ジンソン、ユン・ジョンノ編『母性の言説と現実』（1999年、ナナム出版）所収の第7章「発展国家と母性—1960～1970年代の‘婦女政策’を中心に—」の全訳である。

著者の黄晶美氏は、1964年生まれ、ソウル大学校社会学科博士課程修了、社会学博士である。主著として、「韓国女性政策の展開過程—「発展」と「民主化」の間で—」（山口大学東亜経済学会『東亜経済研究』第61巻第4号、2003年）、「アファーマティブ・アクションと女性」（『経済と社会』第55号、2002年）『開発国家の女性政策に関する研究—1960～70年代の韓国の婦女行政を中心に—』（ソウル大学校社会学科博士学位論文、2001年）などがある。

1960年代後半以降の「漢江の奇跡」を実現させた、韓国の国家主導型開発政策に関する論考はきわめて多い。しかし一方で、こうした近代化過程において、女性がいかに「開発」に動員されたのかについて考察した研究は少ない。本稿は、このような稀少な研究の中でも、発展国家（= developmental state）としての韓国の、「婦女政策」及び、その前提となっている「母性」に関する言説（= discourse）の検討を通して、男性とは異なる、女性の「開発」への包摂のされ方を、歴史的脈絡の中で緻密に考察したものである。とりわけ、その分析視角は、男女間の「伝統的な」公／私分離が、伝統的な価値の新たな発掘や近代的合理性との接合、再解釈によって、「近代的な」公／私分離に再編され、女性が、私的領域である家族において、専ら「家族中心の福祉体制」の担い手として組織されていくメカニズムを鋭く抉り出している。1999年と約4年前に執筆されたものではあるが、同じく後発工業国である日本の、女性政策や工業化への女性の動員のされ方を見ていく上で、本稿は多くの示唆を与えてくれるであろう。

（訳者：横田伸子記）

## 1. 序論

21世紀を目前にして、押し寄せて来たアジアの経済危機は、構造調整と大量失業、政府組織の改編と様々な制度改革など、韓国社会に激しい変化をもたらしてきた。過去数十年間持続してきた高度成長体制が崩壊する中で、経済危機はたちまち生活の危機へとつながった。いわゆる家族の解体と家長の没落、野宿者の増大など、IMF時代を「男性の危機」と解釈する主張が非常に高まった。しかし、生活の危機は、社会的弱者である女性に対して、より過酷に影響を及ぼさざるを得ず、不公平な女性失業問題だけでなく、家族の貧困による内職、耐乏生活、家事労働の負担増加などのあまり目立たない現実注目する必要がある。すなわち、ある社会現象や変化を「ジェンダー中立的 (gender-neutral)」なものであるということをも前提とするのなら、女性問題の多くの部分は見えなくなってしまうのである (gender-blind)。

危機はまさに省察の時だ。本稿では省察の範囲を1960～70年代に拡張し、国家主導的な発展モデルが決して「ジェンダー中立的」でなく、さらにそれが歴史的、具体的にどのような「ジェンダー構造」を形成したのかを追ってみたい。女性の危機、女性の生活の構造をより深く省察するためには、韓国社会が経験した「近代化」の経路をより具体的に探る必要がある。そこで、一つの出発点として、本稿では、1960～70年代の婦女政策、あるいは政策の前提となっている母性に関する言説を明らかにしてみようと思う。ともすれば、保健社会部婦女局 (あるいは婦女課) が主導する婦女行政は膨大な国家官僚制組織のごく一部分に過ぎず、したがって、韓国の近代化と女性生活の変化に果たしてそれほど大きな影響を与えたのかという懐疑も抱きうる。しかし、あえて婦女政策を分析することは、国家主導の発展過程において、国家が女性の生活をどのような視角から把握し、どのように介入するかを理解するために重要である。また、この時期の女性の生活を理解するのに決定的なことは、国家—家族の関係だ。実績重視の産業化過程で「先成長後分配」の原則は一貫しており、伝統社会から産業社会への転換費用の大部分が家族に転嫁されたことは周知の事実である (チャン・ギョンソップ 1996)。家族—国家—女性の連関関係の中で、韓国の女性の生活を理解するために婦女政策は重要な環となる。

もう一つの問題は、韓国国家において果たして政策が意味を持つのかという点である。事実上、経済政策のみが存在し、社会政策、あるいは福祉政策はあり得ない発展モデルの中で、女性に対する国家の政策的介入が大きな意味があるのかという疑問が生じよう。西欧福祉国家の経験に基礎をおいた社会政策の諸議論を韓国の現実に適用するのは、このような意味において慎重でなければならない。しかし、韓

国の女性の生活が近代化する過程で、新しい制度と法の導入が大きな役割を果たし、時として、制度と法が先に立って女性大衆を教え導くという順序を踏んできたのも事実である。最近、金大中政府が推進する女性特別委員会の設立、女性関連の法の制定及び改定も多くの注目を集めている。依然として、生活世界の中の男女関係が民主的ではあり得ない現実において、政策が女性の未来を開拓する重要な手段であることを否定することはできないのである。

ところで、制度と政策の新設や変化が、果たして女性の体感する生活の変化と同一なのかを問う必要がある。いわば、新しい政策や制度が投入 (input) されれば、すぐに女性の現実が改善される産出 (output) へつながるであろうという楽観は、あまりにも単純で無責任だ。したがって、韓国のような後発国家において、社会政策が、どのような歴史的脈絡の中で、どのような性格をもって形成されたのか、さらに、政策の影響が果たして「ジェンダー中立的な」ものなのかをもっと根本的に省察する必要がある。例えば、日本政府が1992年に発表した『生活大国5カ年計画』を分析した大沢真理が、日本型福祉政策が結局のところ一定のジェンダー関係を前提としているのを批判しているのがよい例である (大沢真理 1995)。「現代日本をジェンダーから読む」という大沢の視角は、我々には非常に示唆的だ。すなわち、我々が経験してきた発展過程において、女性政策、あるいは婦女政策が、一定の「女性に対する前提」に基礎をおいているか、このような政策が韓国社会のジェンダー関係を構造化するのにどのような意味を持つのかを考察するのが本稿の目的である。

## 2. 理論的検討

### 1) 女性と国家：福祉国家と発展国家

1970年代以降、ネオ・マルクス主義を中心に国家に対する社会科学的な関心が高まり、本格的な福祉国家の登場という現実的な背景に力を得て、フェミニズム内部でも国家に関する論議が活発になった。西欧のフェミニストは、第一に、国家を女性解放の次元で見るべきか、さもなくば抑圧者として見るべきか、第二に、国家は資本の利害を反映するのか、あるいは家父長制の利害を反映するのかという問題提起をし、論争した (ナム・ユンジュ, 1994, p.166)。実際、女性と国家の関係は非常に複雑であり、「どのような」国家であるかによって争点も異なってくる。アメリカのような自由主義的な性格が強い国家では、女性の形式的、法的平等権を武器に、公的な場への進出を活性化し、女権伸張の闘争を法の枠内で、すなわち国家という舞台の上で展開しようという政治的関心が主流をなした。ところが、スウェー

デンなどの社会民主主義的福祉国家については、女性労働保護、母性保護、育児問題などに対する国家の政策的介入が実質的に女性の生活にどのような効果を生むかを、女性の視角から分析しようという関心が台頭した。福祉国家というのは、結局、もっとも中心の私的・家父長制が国家主導の公的・家父長制に転換したものであり (Walby, 1990)、女性に与えられる福祉の恵沢が、実は女性の従属を再生産するのだという福祉国家の両面性が指摘されもした (サッスン, 1989)。

しかし、韓国のような東アジアの後発国家の政策を分析するのに、こうした論議はそれほど適切ではない。1960～70年代韓国の「先成長後分配」の論理の中で、福祉政策の実質的な恵沢はあまりにも微々たるもので、その上女性に対する国家の配慮や保護を見いだすのは困難だからである。国家の歴史的、社会的性格によって、具体的に女性の生活に与える効果は異なるものであり、本稿では「発展国家 (developmental state)」の概念に注目したい。

発展国家は、第2次世界大戦以降、東アジア諸国家の急速な経済成長を説明するために、主に日本、台湾、韓国の発展を研究する過程で提示された概念である。研究者によって強調点は異なるが、一般的に発展国家というのは、国内政治と対外関係が、国家をして明確な発展目標を追求するに十分な権力、権威、自律性、能力を集中するのを可能にする状況をいう (Leftwich, 1996, p.284)。こうした立場は、東アジアの発展を儒教文化、権威主義的政治権力、対外経済の与件などで説明する研究を批判する。同時に、国家が戦略的な発展目標を樹立し、これを推進するために必要な一定の国内政治制度の基盤 (例えば一党による長期執権)、自律的な官僚制組織、支配的産業集団と国家の提携などを強調して、こうした制度的基盤がどのように形成され、持続されてきたかを分析しようとする (Weiss & Hobson, 1995, p.161～197)。

発展国家概念は、1960年代の韓国という国家の婦女政策を理解するのに非常に示唆的である。朴正 体制は、経済企画院を中心に一連の発展目標を立案し、これを達成すべく推進した。婦女政策もまた、このような発展目標の達成のために、女性と家庭を動員し、啓蒙しようとする国家の関心を反映しているのである。発展国家において、女性の位置が福祉国家のそれと異なるといかに異なるか、韓国という国家が女性の生活に及ぼした効果を発展国家論でどの程度説明することができるのかについては、本格的な研究を必要とする。本稿では、一つの出発点として、第一に、「婦女局」という政府組織がどのような脈絡と関心の中で「制度化」されたのかに注目し、簡単にではあるが、米軍政期から5・16軍事クーデター以前までの婦女局の設立と

政策の流れを考察する。第二に、発展国家の戦略的目標が婦女政策にどのように反映しているのか、1960～70年代に女性と家族の領域で発展と近代化というのは何を意味したのかを具体的に考察してみようと思う。

## 2) 発展とジェンダー

発展国家の政策が、韓国社会のジェンダー構造にどのような効果を与えたのかを追跡するためには、発展と女性の関係に対する一般的な議論を検討する必要がある。第2次世界大戦以降、後発国家が推進した発展戦略が、女性の生活にどのような変化をもたらしたのかについては、二つの立場に大別された。一つは「発展の中の女性 (women in development)」,あるいは「統合論」と呼ばれるが、一言でいって、産業化が進めば女性の公的な場への進出が増えるので、女権伸張を図ることができるという肯定的な展望である<sup>1)</sup>。このような立場は、近代化理論と新古典派経済学をもとにしており、1960年代の韓国という国家の発展戦略もまた、アメリカの社会学者が提示した近代化と発展モデルにかなりの程度依存していた。「祖国の近代化」なくしては、女性の生活は改善され得ないという前提が当然視され、セマウル運動や様々な婦女会組織を通じて、女性をこうした発展戦略の中に組織化・動員しようとした。

ところで、実際に第三世界の多くの女性の生活は、経済成長にもかかわらず、公的部門への進出どころか、いわゆる都市非公式部門などのもっとも劣悪で、前近代的な業種を転々とし、貧困から抜け出せない場合が多かった。こうした現実認識から、「発展の中の女性」という展望は、非常に虚構的だという批判が提起された。女性が発展過程に統合され得なかったのが問題なのではなく、最初から位階的で矛盾のある生産及び蓄積構造の最下位に統合されたのが問題なのである (カピル,1998)。非西欧後発社会の「近代」の中には常に近代と伝統が共存しているが、女性は相対的に遅滞した伝統と関連した存在として認識されたからである。いわゆる非同時的なものの同時性という後発社会の複合的、圧縮的な「近代性」は、常に伝統を反芻する中で、女性に古いものであると同時に新しく再解釈された伝統の影を残す。ここに、近代／伝統の歴史的脈絡とともに、公／私分離 (public/private dichotomy) の近代的再編を具体的に究明すべき必要が生じる。

公／私分離は、男性に対する女性の隷属が表面的には普遍的、平等的、個人主義

1) 代表的な研究としては Boserup (1970) を参照のこと。

的な秩序であるかのように見せ、明白な差別を違いであるかのように曖昧なものにする点をフェミニストは批判してきた (Pateman, 1989a)。公的領域において、「社会契約」を通じて確立された民主主義の普遍的原理は、家族のような私的領域には適用されなかった。妊娠、出産、育児などが行われる女性の領域、すなわち家族は、公的領域とは異なり、自然の摂理が支配するところだと前提されたからである。ペイトマンは、このような公／私分離の概念において、自由主義の隠蔽された家父長的性格が表れ、フェミニズムは民主主義に対するもっとも普遍的で相対的な問題提起だと断言した (Pateman, 1989b)。ところで、後発国家の場合、問題はもっと複雑である。産業化とともに生産が家族から分離し、資本主義の展開にともない、家族はさらに私的な情緒的単位に、特に主婦は親密性の担当者であり、消費の主体へと変わるということが近代的公／私分離のシナリオである。

しかし、「近代的」な公／私分離が導入されたからといって、伝統が自動的に廃棄されるのではない。一例を挙げれば、メキシコのマキラドーラ（一種の輸出自由地域）の女性労働に対する分析を見てみよう。女性の就業が増え、家計に対する経済的寄与度が高まるにもかかわらず、女性の本来の居場所は家庭だというイデオロギーは弱まらず、これによって女性労働は「副次的」な労働と規定され、低賃金が正当化されたのである (Wright, 1977)。言いかえれば、産業化、近代化による公／私分離の再編が、伝統的な束縛からの女性の解放を保障せず、むしろ伝統的な言説は、女性に不利な性別分業と職種分離を正当化し、女性を生計責任者でなく、生計補助者として規定するのに動員された。

根本的に、「発展」という発想自体が男性的企画だという指摘もある。近代化理論でいう発展は、古く、停滞的な伝統から抜け出し、あらゆる難関を克服して目標を成就させる英雄的男性性と非常に類似しているというのである。ここで、以前から伝承されてきたもの、変わらずとどまっているものは、まさに家族、親族、部落共同体をめぐる女性的なものであると規定される<sup>2)</sup>。実際、発展の言説に対するこのような批判は、近代性に対する西欧フェミニズムの認識論的批判と脈絡を同じくする。

---

2) スコットは、従属理論で主張する「自立」もまた、男性的な成熟の意味を帯びているという点で、近代化理論と同様にジェンダー化されていると批判する。

### 3) 国家と家族

韓国という国家は、可視的な発展の達成を一次的課題とし、したがって家族に産業化の転換費用を転嫁させたという点は前で指摘したとおりである。短時日のうちに「漢江の奇跡」を可能にしたのは、まさに過酷な低賃金と長時間労働を耐え忍んだ労働者であった。キム・ドンチュンは、労働者の生活の背後にある家族の影響をよく指摘している。

韓国社会の基礎単位として、家族と親族関係が依然として強い共同体性を堅持しているという点は、なぜ、韓国の（男性）民衆が産業化過程であれほどまでに酷い抑圧と疎外を受けながらも、その現実に耐えられたのか、労働力が廃疾化され、労働市場から追い出されたとしても、市場、国家に真っ向から闘いを挑むことなく、そのような状況を受け入れることができるのかを説明する重要な鍵である（キム・ドンチュン、1994）。

このような家族と家族主義は、労働者の組織的抵抗を和らげることで市場秩序を守る「保護膜」の役割を果たしたというのがキム・ドンチュンの分析である。ところで、このように国家や企業が福祉の機能を担当せずに、これを家族に転嫁する場合、経済的な能力がある家族の福祉はそのまま解決されるであろうが、貧しい家族の福祉はさらに劣悪な状況下に放置される矛盾が生じる。「家族中心の福祉」は、実際に福祉の恵沢が切実に必要な人々には何の助けも与え得なかったのである<sup>3)</sup>。

家族中心の福祉体制下で、女性は、副業などの生計補助や家事労働の強化、超人的な節約と耐乏生活によって生存するしかない。家族単位の生存において、女性の労働は、あたかも無尽蔵に拘って使える「自然資源」とも同一視され、このように不払い労働が労働者の再生産を可能にすることで低賃金体制を維持したのである。

### 3. 5・16軍事クーデター以前の婦女政策分析

#### 1) 婦女局の登場：アメリカ軍政期

韓国の婦女行政は、アメリカ軍政によってすでに1946年9月14日保健厚生部内に

---

3) チャン・ギョンソップは、中国社会主義改革過程で、生産と福祉がすべて家族中心に変えられるにともない、「婦女回家論」が再び台頭し、女性が生産から退き、家族に戻ってくる傾向を指摘している（チャン・ギョンソップ、1995）。

婦女局が創設されたことを嚆矢とした（保健社会部，1987）。解放以後に制定された新民法では、婚姻に対する戸主の干渉を認めず、妻の無能力制度を廃止する一方、夫に妻の財産管理権を認めたことを、別途管理権として改正するなど、女性の法的地位を改善する内容が含まれている。何よりも、西欧の女性が数多の闘争と犠牲を経て困難の中で獲得した参政権を、韓国の女性は解放とともに与えられたのである。大きな枠組みから見れば、アメリカ軍政期は、既存の公／私分離の上に西歐的公／私分離の秩序が付け加えられ始めた時期である。婦女局設置令によれば、婦女局長は必ず「婦人」が担当するようになっており<sup>4)</sup>、初代局長としてコ・ファンギョン氏が就任した。また、初期婦女局では、アメリカ人顧問（ヘレン・ニクソン）が政策ガイドラインを提示した。

この時期の婦女局が推進した事業の中で、女性に対する指導啓蒙事業と公娼制の廃止がもっとも目を引く。婦女局では、解放直後の劣悪な社会状況下で、女性組織を育成するために指導者講習会をソウルと地方で何回も開催し、選挙法、公娼制廃止などを教育した。また、一般女性を対象にした「オモニ（＝母親一訳者）学校」を開設、文盲者のためのハンゲル教育、音楽などの教養、家事と衛生などを無料で講習した。また、1947年1月から婦女局主管で、月刊誌『セサルリム（＝新生活一訳者）』を啓蒙目的で発刊した。『セサルリム』創刊1周年行事で保健社会部長官が行った祝辞には、当時の婦女啓蒙事業の趣旨がよく表れている。

我が国民のために至急にしなければならないことが限りなく多い。中でも、我々の家庭生活の主人公となる多くの女性達を啓蒙し、保護し、指導し、彼女達をして立派な母親たらしめることが何よりも急がれることである。女性が立派であってこそ、家庭生活を合理的に営為し、子女に家庭教育がうまく施され、子ども達を正しい精神、正しい生活習慣で教育することによって、立派な人物が多く輩出されるのである（保健社会部，1987，p.58，一傍点筆者）。

4) 時期と脈絡は少し違うが、1958年のソウル市婦女局には次のような逸話があった。ソウル市婦女課長が保健社会部婦女局長に昇進し、婦女課長職が空席になった。この時ソウル市には、課長資格基準が大学出身で、「夫婦が共にいる、正常な家庭をもった人」でなければならないという慣行があったという。それで、婦女課長昇進の第1順位であった金某氏は、日本の女学校出身で、夫がなく娘と暮らしているという理由で候補から落とされたのである（ピョン・フィナム，1989，p.25）。婦女課の業務の性格と、「婦女」行政の象徴的意味がよく表れている事件である。



一方、1916年警務總監府令第4号遊郭業娼妓取締り規則によって実施されてきた公娼制が、婦女局を中心として各女性団体及び社会団体の協力の下に、1947年11月14日法令第7号で廃止された。この法令では、どのような目的であれ、婦女子の売買や売買契約は禁止され、このような売買契約による借入金も無効であると規定し、売春行為をした者やその相手、他人に性病を伝染させた者はすべて2年以下の懲役、5万ウォン以下の罰金、あるいは両方を併せて科すと規定している。売春行為自体を否認するこの法は、人権という理想的原則を反映しているが、現実的に公娼制廃止以後の女性の生計対策などの問題をはらんでいた。

アメリカ軍政期の婦女政策に見られる近代的母親像の啓蒙と普及、さらに売春によって転落した貧困女性に対する救済と取締りという二つの大きな流れは、その後の韓国の婦女政策に引き続き表れている。違った見方をすれば、この二つの流れは、家族の「内」の女性に対する保護と啓蒙及び組織化、家族の「外」の女性に対する監視と取締りと見ることができ、両者を支えるのは、他でもない「家族倫理」であった。

## 2) 第一、第二共和国の婦女政策

1948年の李承晩政府の樹立以降進められた婦女局の指導啓蒙事業は、6・25（朝鮮戦争—訳者）の勃発で中断され、戦争による未亡人、倫落女性などに対する応急救護及び援護事業が主たる業務となった（保健社会部、1987, p.67）。戦争未亡人の総数は、1958年1月で50万人にのぼっており、政府は婦女保護施設を拡大する一方、民間施設（私設母子院等）を育成した。特に、戦争孤児や未亡人に対する救護は外国の援助機関に依存する場合が多かった<sup>5)</sup>。

休戦以後、戦争被害の中で国民生活を再建するために、政府は1954年「国民生活合理化3大目標」を定めるが、この内容は第一に道義確立、第二に建設復興、第三に科学生活だった。各目標の詳しい内容は以下のとおりである。

---

5) 当時のソウル市婦女課の行政体系をみると、指導啓蒙事業を受け持ち、女性団体と接触する「婦女指導係」と、救護品を管理、配分する「婦女保護係」に分かれている。婦女保護係では、各区の救護民への牛乳・粥の給食事業、外国援助機関から提供される孤児施設救護品の加工と割り当て、戦争未亡人救護事業と孤児院救護物資の再生製品配布などを受け持っていた。ところで、時々、担当職員が救護物品を家に持ち帰り、カーテンや室内装飾品として転用した場合もあったという（ピョン・フィナム、1989, p.22~23）。

①道義確立	②建設復興	③科学生活
— 人格完成	— 創意尊重	— 因習打破
— 公民訓練	— 資源開発	— 保健厚生
— 精神武装	— 技術錬磨	— 衣生活の合理化
— 平等観念	— 協同一致	— 食生活の合理化
— 風俗刷新	— 耐乏生活	— 住生活の合理化

ここで注目すべき点は、政府が、戦争以後、社会の綱紀を確立し、戦争の被害を復旧するために、道徳と科学を重要だと認識したという事実である。とくに道徳面では、伝統的な美德よりはむしろ、不必要な儀礼の刷新を強調し、「平等観念」などの民主主義的価値を前面に押し出したことが目を引く。科学と関連しては、衣食住の合理化及び衛生を強調し、その後、近代的な「家政学 (home economics)」の視角を政策に導入するのにもまた、このことと相通じる。1955年5月30日、国務会議で「母の日」制定を議決し、1956年5月8日に第1回母の日の日が行われ、婦人局で1959年に「韓国暫定栄養基準」を制定し、発表したことなども注目に値する。

5・16軍事クーデター以前の婦女政策を簡単に考察すると、本稿の問題意識に照らして注目すべき部分がある。第一は、「婦女」という言葉の社会的、象徴的意味である。アメリカ軍政が導入した西歐的な法秩序は、女性を形式的に封建的束縛から解き放ち、参政権もまた認めたが、しかし、現実的にこの時期の女性のアイデンティティは、「個人」としての独立的女性であるというよりは家族の生活の中で規定される「婦女」、すなわち家内であると同時に母、あるいは娘だったのである。したがって、政策は、「蒙昧な」女性大衆に民主主義、平等、合理的家庭生活など、西歐的価値を啓蒙しようとしたが、その政策対象は、依然として女性ではない「婦女」であった。このように、女性を「婦女」と見るかぎり、近代的個人の概念に基礎をおく「市民」として女性を認識することは難しい。保健社会部が女性問題をいつも「婦女政策」と認識するのに対して、1970年代以降の労働政策では、勤労女性、あるいは女性労働者という用語を用いるのも興味深い相違である（労働庁、1972）。韓国社会で、公／私分離の境界線、それに対する国家の認識を理解する時、女性／婦女という概念枠組みは重要な意味を持つといえよう。

第二に、婦女行政に道徳と科学という、非常に異質的な二つの象徴が一緒に導入されている点である。このことは、朴正熙の時期の婦女行政において、より強化される現象でもある。女性の生活の中で、道徳と科学がどのように導入され、また、

両者の調和がどのように可能になるのかは、近代化過程のジェンダー構造を理解する重要な端緒となる。

#### 4. 5・16軍事クーデター以降の婦女政策

朴正熙体制下の婦女政策を具体的に検討する前に、この時期の全般的な状況を理解する必要がある。とくに、本稿で関心をおいている、公／私分離とジェンダーの形成に関連する事柄を三つに分けて整理してみることにしよう。

第一に、朴正熙体制では、1961年に生活保護法と児童福祉法、1973年に母子保健法など社会福祉に対する基本立法をはじめとして、産業災害保険、医療保険などが実施され、国民年金などの福祉制度の基本的枠組みが立案されたのもこの時期である（ソン・チュンギョ、1980）。とすれば、こうした連続的な立法と政策論議によって、国家から国民に提供する福祉恵沢が果たして増大したのだろうか？ 1960年代の経済開発計画の枠組みの中で、経済成長を促進させる要素はまさに善であり、それに負担となるものは悪であった。1960年代の成果と1970年代の展望を整理する保健社会行政白書には、次のような事業方向が紹介されている。

1970年代の社会福祉分野では、社会的弱者、または落後した国民層に生活意欲を付与し、自主的に更正させることによって、短時日に社会国家的負担から抜け出し、各自の能力に合わせて社会の構成員の一員として自立自活できるよう施策方向を展開すべきであり、もう一方では、一般家庭がより健全で文化的な生活を営めるよう、各種の社会福祉事業を計画、強化し、多目的の社会福祉センターと各種の相談所、補導所などを拡充し、一般国民の落後を予防し、保護し、増進する方向から社会福祉事業を推進するようにすべきである（保健社会部、1971, p.53）。

外見上は、事後対策よりは事前予防を強調する叙述であるが、しかし、この中には「先成長後分配」の原則が強力に反映されている。成長の隊列から「落後した」国民を国家が保護することはできず（これは一種の「先進国病」、国民の労働意欲を減退させる毒薬であるというレッテルを貼られた）、各自の能力に合わせて自立自活しなければならないのである。ここで、1960～70年代を通じて、「経済」政策は存在したが、果たして社会政策、福祉政策があったのかに対する問いが再び提起される。結局のところ、経済の効率性のためには、国家が、市場原理から抜け出す

分配の正義や弱者保護を背負い込むことはできないという立場が貫徹されている<sup>6)</sup>。その上、福祉主務部署である保健社会部の様々な政策構想は、経済企画院の成長の論理の前でいつも力を失った。

こうした全般的状況は、婦女政策を理解する上でも重要な意味を持つ。戦争—貧困—離農—都市問題などへとつながる激しい社会変動の過程で、実際、女性は非常に劣悪な環境に現れやすい。しかし、国家は、一口に、女性の生活の責任を家族が負うべきものと考え、家族から離れた婦女は倫理を脅かす存在であると見なした。社会秩序を脅かす社会悪として拡散される売春、浮浪婦女子、家出者問題に対応するために相談所や保護施設が設置されたのだが、それさえも施設の多くの部分は民間に依存しており、国立施設の場合も、公式的な予算編成よりは一回性の予算の行使に依存する場合が多かった<sup>7)</sup>。発展、成長第一主義を追求する国家において、弱者扶養の義務は家族にそっくりそのまま背負い込まされた。婦女行政においても、すべての問題解決策は、結局、「家族」と認識されている。

第二に、1962年以降、活発に推進された家族計画の影響を婦女政策の流れと連繋させて理解する必要がある。もちろん、産児制限の発想が1960年代に初めて台頭したわけではないが、1962年に保健社会部の諮問機構である家族計画審議委員会、1963年には母子保健班が設置され、家族計画が全国的に実施され始めた（コン・セゴン他、1981, pp.96-98）。家族計画は、女性の身体、女性の生物学的出産機能に対する国家の政策的介入であるという点で、国家と女性の関係を理解するのに重要な視点である。とくに、家族計画が、経済開発計画の一環として、すなわち過剰人口という成長の障害要因をあらかじめ無くすために推進され、女性の身体に対する介入は、西欧の優れた医術と衛生的措置の恵沢を拡大し、多産によって脅かされてい

6) クォン・ヒョクチュは、朴正熙の時期の福祉政策の決定過程を政治的な脈絡から分析し、これを「正当性の政治 (politics of legitimation)」と呼ぶ。政党、労働組合など、多様な社会集団の勢力関係と競争を通して、政策が決定されたのではなく、強力な政府、それにもまして大統領一人が政策の方向を決定する場合が、この時期には多かった。このような政策決定の非民主性と事実上の福祉不在は、ひとえに経済成長の効率性を増大させ、その果実を国民に見せることで正当化されたのである (Kwon, 1995)。

7) 一例を挙げれば、朴正 大統領夫人の陸英修女史の姉の陸仁順氏が、1962年ソウル市婦女福祉会館長に就任し、その個人的背景で事業を活性化させたこともあったし、陸英修女史が長・次官の夫人の会である「ヤンヂ会」を督励して200万ウォンを募金し、1964年婦女福祉施設であるヤンヂ会館の建設費用として用いるなど、非公式的で一回性の事業が多かった (ピョン・フィナム, 1989)。

た母子保健を改善する名分があった。女性の体に対する医療の介入は、つまり近代的な優れた科学の導入、祖国近代化の必須条件として奨励され、こうした傾向は後に見る婦女政策でも現れる。

第三に、成長のために朴正熙政府は、「指導される資本主義」を掲げ、国家の介入は経済発展の効率性のため必要であると正当化した。さらに、祖国近代化を民族中興と結びつける民族主義が、軍事クーデターという政治的弱点を補う強力な象徴として作用した。維新憲法宣布以降、朴正熙体制はさらに強力な一人独裁として突っ走り、南北韓の対峙状況下で民族的リーダーシップ (leadership) が必要不可欠だと強弁した。ムン・スンスクによれば、この時期の民族概念は非常に男性中心的である (Moon, 1996)。倭侵を追い払った李舜臣 (イ・スンシン)、乙支文徳 (ウルチムンドク)<sup>訳注1)</sup> などの武将が民族の聖雄として称揚され、同様に民族的危機を克服して進むために男性の精神的団結と連帯を強調したのである。近代化理論自体がジェンダー化されているというスコットの解釈をここに導入してみると、近代性というのは伝統から脱皮し成熟するものであり、発展というのは何かしら古くて停滞したもの (女性的なもの) から抜け出す男性的な挑戦と表象されている。このようにジェンダー化された発展概念は、後発国家という状況下でヘゲモニーを握る (Scott, 1995)。結局、発展国家におけるヘゲモニーは、ある程度ジェンダー化された構造をもっている。

このような全般的な理解の上に、この時期の婦女政策の全般的な流れと意味を把握する必要がある。本稿では、発展とジェンダーの視角を適用する中で、この時期の婦女政策が、大体、道徳の強化と科学の普及という二つの流れを見せており、さらにこのような道徳と科学の調和のとれた統合を、韓国の婦女の理想的なモデルと設定した点を指摘したい。

### 1) 倫理の強化

前で言及したように、保健社会部の婦女局の業務は、いわゆる「要保護婦女子」に対する保護事業 (家出、浮浪婦女子や貧しい母子家庭に対する相談、職業指導、一時保護施設などの運営)、女性大衆に対する啓蒙と女性組織化のための婦女指導

---

訳注1) 乙支文徳 (ウルチムンドク) は高句麗の名将である。612年に隋の煬帝が30万5千人の大軍を率いて高句麗を討とうと鴨緑江にまで至ったとき、薩水大捷の戦いでこれを打ち破った。

事業が大きな流れをなす。産業化、都市化による離農現象が表れ、「何の当てもなく上京」する婦女子が増えるや、政府はこれを「風紀紊乱」の前兆と見て、「倫理」を前面に出して対応した。浮浪婦女子は潜在的な売春女性であり、故に社会綱紀と秩序を脅かす存在として監視、取締りをしなければならないのである。1961年11月9日に、「倫落行為等防止法」を国家再建最高会議が制定、公布したのは、このような脈絡から理解することができる。売春行為は、「倫理を貶める」行為だという、新しい名分をつけるようになった。さらに、家族から離れた女性は倫理的に問題があり、貧しい女性が倫落女性に転落したのは家庭環境に問題があるからだという分析も出てくる。

倫落する前のこの人々の生活状況を分類してみると、職工、女中及びサービス業種に従事する低所得労働女性が、一般家庭(?)の出身より格段に多いものと見ると、これらの人々に対する人間的成長のための配慮と被雇用者が人間らしい待遇を受けられないせいで、…すなわち誘惑の手に簡単に引っかかってしまい、倫落のどん底に落ちてしまったものと見ることができる（一傍点筆者）（保健社会部，1987，p.114）

これらの人々の将来の希望を分析してみると、希望なく倫落行為を続けることを望む自暴自棄な者が多く、その反面、仲睦まじく、団欒のある家庭を夢見る結婚の希望者も多くいると見られ、倫落前の家庭環境が不和状態にあったと思われる（一傍点筆者）（保健社会部，p.114）。

さらに、道徳は「革命」の正当性と深い関係があった。クーデター勢力が公布した「革命公約」第三項は、「この国の社会のあらゆる腐敗と旧悪を一掃し、退廃した国民道義と民族の意気を正しくつかむために、清新な気風を進捗させる（オ・ジェギョン，1961）」となっている。クーデター直後の軍指導部と一部知識人の間では、国民道義とさらには民族改造、道徳再武装、新しい人間創造などを力説する声が高かった。

5・16軍事クーデター以降、婦女行政も「一朝一夕に改革の手術を行い、まず社会秩序確立の一環として婦女子の精神的姿勢の確立と覚醒を追求した。これ以降、新生活運動、第二経済運動、1970年代のセマウル運動などによって女性の精神改革が強調されて来て、各種の女性指導者教育、講習会、講座、市民大学、主婦大学な

どでも、女性の精神啓発がもっとも重要な科目として含まれていた（一傍点筆者）（保健社会部，1987）。精神啓発の内容は，勤勉で質素な家庭生活，虚礼虚式をなくし家庭儀礼準則をよく守ること，不良品不買運動などであり，婦女の覚醒がまさに「祖国発展」の基礎となるという内容の，「婦女倫理」を教育しようとした。発展パラダイムの中に女性を動員し，あるいは女性に祖国近代化に寄与できる徳目を要求するのであった。1960，70年代にかけて，官主導の女性組織は，婦女教室，家族計画オモニ（＝母親－訳者）会，生活改善クラブなど，多様な形態で散在し，セマウル運動の活性化とともに，1977年の国務総理訓令によってこれらの組織はセマウル婦女会に統合される（〈表1〉参照）。

表1 統合以前の里・洞単位の婦女会組織

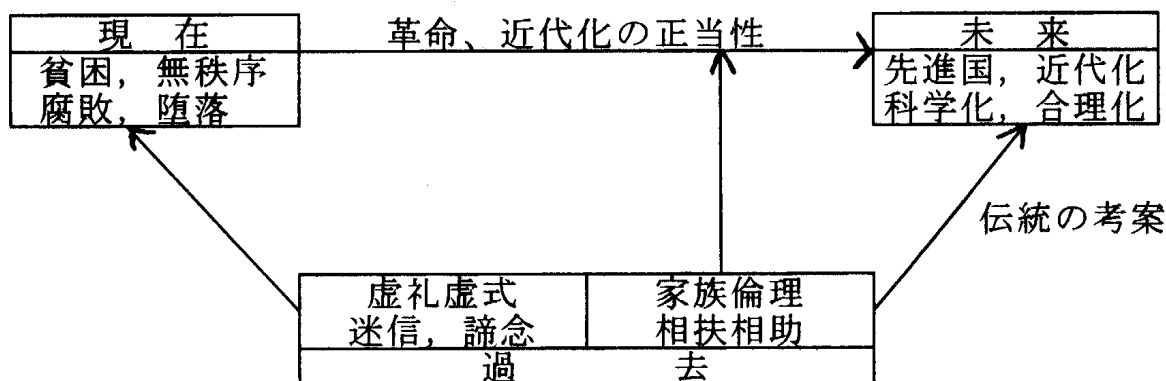
組織	婦女教室	家族計画オモニ会	生活改善クラブ	セマウル婦女会	合計
管掌機関	保健社会部	保健社会部	農村振興庁	農協中央会	
組織年度	1967	1968	1958	1973	
組織目的	①女性の能力開発 ②女性セマウル運動の温床造成	①家族計画の生活化 ②協同精神の鼓吹 ③地域社会開発への参加	婦女子の生活技術を助長し、農村生活の科学化を期する	組織事業の伸張と農家の経済的、社会的な生活の向上を期する	
事業	①婦女子の資質の向上（教養） ②新生活運動（衣食住） ③セマウル運動 ④消費生活の合理化（節米、貯蓄） ⑤健全家庭育成（家族計画） ⑥所得増大事業（副業、購販、共同作業） ⑦家庭儀礼準則の生活化	①家族計画事業 ②生活改善（衣食住、セマウル運動） ③共同基金造成（節米、購販、堆肥増産、遊休地活用、共同作業） ④母親教室（教養、社会、子女、技術、保健、教育） ⑤環境美化及び地域社会開発 ⑥奉仕活動	①生活改善（衣食住） ②主穀消費節約（節米、代替食品加工料理法） ③基金造成（節米、貯蓄、購販、副業、共同作業） ④健全な家庭の育成（保健、衛生、育児、家族計画）	①貯蓄事業 ②生活改善（衣食住及び家庭儀礼の簡素化、家族計画の実践、共同炊事場） ③所得増大事業（購販、副業、共同作業） ④消費節約 ⑤婦女教室の運営（教養、家計簿、娯楽、育児）	
会員資格	20～60才の女性	20～47才の加入女性	20～60才の女性	18～50才の女性	
里、洞の組織数（個）	44,049	29,981	29,099	12,500	115,629
会員数（人）	2,150,000	749,819	561,646	420,000	3,881,465
組織構成	洞、市、郡、邑、面連合会	市、郡、邑、面連合会	市、郡、邑、面連合会		

資料：韓国女性開発院『女性白書』1985年，p.386

このように，発展パラダイムの中の婦女行政が要求した徳目の意味は何であったのだろうか？ 女性に，経済成長のために産業現場に出て，腕まくりをして働けという要求では決してなかった。別の言い方をすれば，女性に要求される倫理は，決して「労働倫理」ではなかった。少数の専門職の女性を除けば，むしろ女性にとって就業というのは，「運の悪い女」，すわなち貧困の象徴であり，彼女達には，伝統的女性領域から抜け出たという，一種の汚名（stigma）が着せられたのであるが，例えば「女工」，「職業女性」などがまさにそれである。むしろ，女性は，「伝統的な」家庭の領域で近代化の課業（例えば，避妊，貯蓄，衣食住の合理化，節約，衛生，子女教育）を行い，家庭をさらに「健全に」することで発展に貢献するという意識が婦女政策の中に強く表れる。西欧の近代的な「主婦像」を導入すると同時に，

こうした主婦を組織化し、発展パラダイムに動員（精神啓発、精神改革、団結の強調）しようというのが婦女政策の方向であった。ここで我々は、伝統的な公／私分離と近代的な公／私分離が重なりながら、私的な家族がさらに強固な道德の領域に位置を占めるのを発見することができる。これは、伝統の考案（invention of tradition）と解釈することができる（〈図1〉参照）。伝統というのは、あるがままの昔

図1 伝統の考案



のものではなく、現在に照らして再解釈され、現在に通用しうる言説として考案されるものである（Hobsbawm, 1983）。社会は、近代化、産業化の波に飲み込まれていき、こうした変化は必然的な発展と見られた。ただ、物質的環境、生活環境が急速に変わる状況でも、我々自らが忘れずに、守らなければならないものがまさに大切な伝統である。もちろん、間違った伝統、弊習は捨てなければならない（たとえば、家庭儀礼準則が強調した虚礼虚式の廃止）。守っていかなければならない伝統は、まさに「民族」と「家族」であり、変化の速度が急で、その範囲が広いほど、「古き良き昔」に対する郷愁は強くなり、「考案された伝統」はさらに崇高な道德と感じられるのは当然だ。民族の言説が、「民族中興」と民族を領導する「指導者論」、すなわち一人独裁の効率性を美化する方向（いわゆる韓国的民主主義）に具体化されたとするのなら、家族の道德性は、家族扶養の責任と婦女の倫理を強化する方向（「健全家庭」の育成として）として、政策の中に現れている。政策において直接言及されてはいなかったが、この時期に申師任堂（シン・サイムダン）<sup>訳注2)</sup>が理想的

訳注2) 申師任堂（シン・サイムダン）（1512—1559年）は、東方の聖人と称される朝鮮時代の代表的文臣、儒学者の李栗谷（イ・ユルゴク）（1536—1584年）の母である。幼児から經典に通じ、書画をよくし、裁縫、刺繍を巧みにするなど多芸多才で知られた。同時に、天性温雅で、志操が高く、良妻賢母の象徴とされた。



な女性像として浮上したことも注目に値する。母親でありながら、本能的母性を超える学識と人格を備えた人物、だからといって自分が家庭の外に出て活動するよりは、子女を立派に育て上げることで国家の発展に寄与する、理想的「婦女」の姿をまさに師任堂に発見したのである。当時、女流名士を中心に結成された主婦クラブ連合会は、1969年から毎年、申師任堂の日の記念行事を開催した。この行事の背景は次のようである。

初代会長であられたキム・ファルラン博士は、いつも韓国的女性像の必要性を痛感した方で、当時、外国のある文献で世界の女性として申師任堂が記録されているのを見て、韓国の女性が韓国の女性を知らず、西欧文化の摂取にだけ汲々としているのに対して、新しい啓蒙が必要だと感じ、健全な女性像確立によって女性の婦徳と才能を発掘、開発して、健全な女性文化を築くための作業として…、申師任堂の日の制定に拍車をかけた（大韓主婦クラブ連合会，1967，p.67）。

結局、婦女政策は、女性大衆が近代化に参加し、協調するよう啓蒙したが、このような啓蒙が伝統的な公／私分離の枠組みを根本的に変えるものでは決してなかった。むしろ、公的領域、産業、経済、職場など、男性の領域が急速に変化し酷薄になればなるほど、私的領域、女性の領域である家族はさらに安定し、安らかな場所として守られなければならないという認識が強く占められていた。女性の場所は私的な家族であり、家族から離れた女性は「倫理を貶める」存在と認識された。何よりも、女性は家族の中で保護され、家族を合理化する存在であり、したがって、「道徳」が最も重要な徳目として課されたのである。

## 2) 科学と合理性の普及

女性に対する指導啓蒙事業は、いわゆる近代的、合理的な生活態度を普及するものがその主たる内容である。家庭生活の合理化は、すでに1950年代後半の婦女政策に衣食住の合理化など、家政学の視角を導入するものとして現れていて、その後、セマウル運動では勤儉、自助などを強調しつつ伝統的な生活習慣を改善するよう勧めた。

1960年代初めに保健社会部は、農村婦女に「生活改善クラブ」を作るよう勧奨したが、その成功事例を見ると、当時の農村において「合理化」が重要な啓蒙の内容

であることがわかる。

とくに、婦女層では、二重労働（＝農事と家事を意味する一筆者）と、そこに根深く残された封建制度を前に、農民よりひどいものはないという。…しかし、この農村生活をそのまま悲しく諦めてしまうのではなく、どんなことがあっても明るい生活を目指す努力をしてみなければならないのだ。そのためには、農業経営の合理化と生活の合理化以外はないと考えられ、米食偏重主義によって調理技術も知らない実情から22名のクラブ員が…、食生活問題を取り上げて研究し、植物の栽培にもつながり、油の自給及び小麦の自給方法を取り入れる活動を始めた（保健社会部、1963）。

「生活改善」というのは物質的環境の改善を意味するが、例をあげれば、台所と便所の施設改良、衛生的な上水道施設などである。上の引用文では、新しい作物の栽培など、農事技術まで言及している。このように、物質的な次元で合理化された技術と科学を導入する問題はセマウル運動の重点事業であり、草葺き屋根の改良、道路拡張などは、この時期を生きた韓国人すべてが体験したことのようなのである。

同時に指摘すべきことは、まさに家族計画の普及である。もちろん、これが婦女政策で直接扱われてはいなかったが、科学性の普及において決定的な意味を持っている。産児制限は、「家族計画」と名付けられたのも、まさに近代的価値（計画性）を打ち立て、伝統的な男児選好、子供を多く持つことを選好する態度を払拭させようとしたものである。

家族計画は産児制限ではなく、出産をしろというものである。しかし、無秩序に生めというのではなく、計画的に生みたいときに適当な数を生み、よく育て、十分な教育を受けさせ、子供はもちろん、家族全員が幸福な生活ができるようにしようというもので、家族計画の目的は産児制限をするとか、人口を減らすというのではなく、母子保健の向上、子女の資質向上、女性の解放、教育施設及び交通難などが解決されることによって、生活の合理化と家庭の幸福を得ようというものである（チョン・フィソップ；1962）。

伝統的な態度は無秩序と、近代的な態度は計画性と対比される。あるいは、子供の数が少なくなれば母子保健が向上するのもまた否定できない事実である。女性の

生活領域に押し寄せてきた近代的価値、とくに合理性と科学性は女性の立場から拒否することができないものであり、実際に多くの恵沢を受けもした<sup>8)</sup>。

少し簡単に整理してみれば、科学の導入は物質的で、一種の道具としての近代性の導入を意味し、一時的に施設補修、環境改善を非常に強調した。もう一方で、婦人に合理的な生活態度を啓蒙しながら、たとえば家計簿をつけて節約し貯蓄する習慣、衣食住で衛生と栄養を考える「西欧的主婦」の態度を導入しようとした。当時の混粉食奨励運動も、栄養に対する基礎的な知識の普及とともに行われた。ところで、合理性と科学性は多くの場合、一種の道具として受け入れられ、私の幸福、家族の幸福のための手段と考えられた。婦女政策でいう科学と合理化は、常に家庭生活の合理化であっただけで、私的領域を超える合理性、たとえば男女の機会平等、女性の社会進出に対しては本格的に言及しない。それは、教育、労働の問題であり、「婦女政策」の範囲を超えるものであった。女性（婦人）公務員が担当する婦女関連業務は、女性の領域、すなわち家族に制限されていた。結局、伝統的な公／私分離の上に、近代的核家族と主婦像に代弁される近代的公／私分離が重なることで、女性の領域はいつも象徴的で、家族と関連していた。

### 3) 倫理と科学の調和、あるいは分裂？

1977年に、多様な官辺婦女組織がセマウル婦女会に統合され、「科学と倫理が調和される健全な家庭」が目標に設定された（保健社会部、1987）。このようなスローガンは、非常に意味深長なものである。本稿で分析したように、近代化過程で女性に対する政策が倫理の強化と科学の普及という二つ経路をもっており、この二つの統合によって「健全な家庭」を作ることこそ、婦女行政の当然の目標になるからだ。問題は、表面的にはあまりに異質である「倫理」と「科学」が、どのように家族の中で、女性の生活の中で調和を成すことができるのかということだ。伝統を捨てて変わろうとするのは、成長と発展のためであり、貧困から抜け出すために必然的だ。したがって、女性も近代化の方向に足並みをそろえて、変わらなければならない。

---

8) もちろん、家族計画が実績中心に進められ、無理に女性に施術を行ったり、十分な臨床実験を経ない薬物を普及するなどの副作用問題は、これからより多くの研究作業を必要とする。ただ、ここで指摘したいのは、当時の人口圧力と経済的圧迫などによって、少なく子供を生もうとする女性大衆の欲求が家族計画と一致する面がかなりあったという点で、中国など他のアジア諸国の経験と比較するとき、産児制限に対する大衆的抵抗をほとんど皆無にしたのは特筆すべき事実である。

ところで、急速な変化は我々の生活を脅かし、社会秩序を危険にさらす。それゆえに、「伝統」というものが発展に合うような形態で創出されなければならない、その伝統を継承するのが重要な倫理的課題となる。

こうした脈絡は、いわゆる「東道西器」論と非常に類似している。ムン・スンスクによると、朴正熙は「東道西器」論の影響を多く受けていて、富国強兵のために西欧の文物を受け入れるが、韓国人の精神は西欧人のそれとは異なるという信念を持っていた (Moon, 1998)。とくに、西欧式の個人主義や贅沢、「退廃的風潮」は非倫理的なものとして非難した<sup>9)</sup>。「東道西器」を女性の生活に当てはめるならば、たとえば、洗濯機と冷蔵庫を使い、家計簿をつけ、避妊薬で出産を調節して科学生活を企図しても、家族のために献身し、自分自身の利益を前に出さない伝統的婦徳はずっと続けていかなければならないことを意味した。科学と倫理の調和というのは、まさにこうした状況を指すのではないだろうか？

こうした調和、言いかえれば考案された (invented) 伝統を背景とする道徳と、近代化に順応する科学を調和させることは、まさに「母性」を通じてこそ可能である。この時、母性は、手には科学と合理性という道具を握り、胸には家族と子ども達に対する愛情と献身を抱きしめている。「科学と倫理の調和」、「東道西器」などの実質的な意味は、伝統的公／私分離に近代的公／私分離が取って代わるということではなく、両者が重なりながら女性の生活の領域がさらに私的家族によって制限されることであった。申師任堂のような啓蒙された母性、しかし健全な家庭の範囲を抜け出さない母性がまさにこれである。したがって、国家は母親の就業を政策的に支援することも、子どもの養育を物質的に援助する必要もない (物質的能力がなければ、家族計画によって子どもを少なく生まなければならない!)。母親は家族の道徳的中心であると同時に、家族の保護を受ける存在である。婦女政策が、暗黙的、明示的に前提としていることは、まさにこうした母性のイメージ、母性の言説である。

1960、1970年代の婦女相談所の実績を分析すると、非常に興味深い流れを読みとることができる。もともと婦女相談所は、離村向都の渦中であって、浮浪婦女子、あてなく上京した者、家出人が増加するのに対して、主に女性が「倫落行為」に落ちることを防ぐために設置され、その目的は「婦女者に対する指導啓蒙による社会

9) 朴正熙時代の軽犯罪に対する処罰、たとえば長髪やミニスカートに対する取締り、いわゆる「退廃的歌謡」に対する発禁措置などは広く知られたことである。

倫理の確立と家庭の健全育成」であった。1962年に相談員33人から出発して、漸次全国大都市に拡張していき、1970年代には215人の相談員を確保した。婦女相談所では、相談所を訪ねてきた女性の相談に応じるだけでなく、駅などの主要地域で街を徘徊する婦女に家出したかどうかをたずね、帰郷を勧めたりもした。次の表は、「相談実績」、すなわち相談の結果、どのような措置をとったかに関する事例を集めたものである。この資料では、実際、家出婦女の具体的状況が表れてはいないが、ただ、政府が設置した相談所で婦女の家出など家庭問題をどのように認識し分類していたか、あるいは何が問題の解決であり、実績だと考えたのかを見てみよう。統計は、相談員が記載した内容にすべて拠っており、故に相談に応じた婦女の視角はほとんど反映されていないものであるからである。

〈表2〉に表れた1962～69年の相談実績を見ると、まず「その他」に分類された事例が非常に多い。現在としては、その他の意味が何なのか正確にわからず、資料の信頼性を低下させる弱点と見ることができる。こうした欠点を抱えてはいるが、残りの内容を見てみると、1960年代の婦女相談所で取った措置の中でもっとも多いのは「帰郷（17.0%）」で、時間が過ぎるほどにこの数字はさらに増えている（1969年には23.8%）。「結婚仲介」まで合わせて、婦女相談所で何らかの措置を取った相談者の中で、もっとも多くの方が家庭に送り返されたのである。その次に多い範疇は、「保健所への治療依頼（8.2%）」であるが、1960年代の後半になるほどさらに増える（1969年には11.2%）。職業補導所や保護所の入所も8.2%に達するが、生計補助や職業斡旋は微々たるもので、この比重はさらに減少する趨勢である。

表2 婦女相談所の実績（1962～1969年）（単位：人、%）

年度	総数	帰郷	生計補助	職業斡旋	結婚仲介	職業補導所及び保護所入所	保健所への治療依頼	その他	相談員数
1962	24,819 (100.0)	858 ( 3.5)	—	825 ( 3.3)	—	642 ( 2.6)	855 ( 3.4)	21,639 ( 87.2)	33
1963	19,349 (100.0)	1,569 ( 8.1)	—	1,483 ( 7.7)	—	824 ( 4.3)	2,473 ( 12.8)	13,000 ( 67.1)	33
1964	18,374 (100.0)	2,134 ( 11.6)	1,161 ( 6.3)	1,048 ( 5.7)	547 ( 3.0)	1,114 ( 6.1)	1,418 ( 7.7)	10,952 ( 59.6)	33
1965	28,999 (100.0)	3,545 ( 12.2)	2,039 ( 7.0)	1,085 ( 3.7)	361 ( 1.2)	1,753 ( 6.0)	2,010 ( 6.9)	18,206 ( 62.8)	33
1966	35,814 (100.0)	5,983 ( 16.7)	4,080 ( 11.4)	1,814 ( 5.1)	403 ( 1.1)	1,643 ( 4.6)	2,543 ( 7.1)	19,348 ( 54.0)	66
1967	41,569 ( 99.9)	6,993 ( 16.8)	5,297 ( 12.7)	2,047 ( 4.9)	450 ( 1.1)	2,230 ( 5.4)	3,086 ( 7.4)	21,466 ( 51.6)	99
1968	60,502 (100.0)	13,040 ( 21.6)	4,631 ( 7.7)	3,008 ( 5.1)	430 ( 0.7)	4,752 ( 7.8)	4,424 ( 7.3)	30,217 ( 49.9)	189
1969	71,642 (100.0)	17,058 ( 23.8)	4,764 ( 6.7)	4,169 ( 5.8)	1,496 ( 2.1)	7,479 ( 10.4)	7,998 ( 11.2)	28,678 ( 40.0)	211
1962 ～69	301,068 (100.0)	51,180 ( 17.0)	21,972 ( 7.3)	15,479 ( 5.1)	3,687 ( 1.2)	20,437 ( 6.8)	24,807 ( 8.2)	163,506 ( 54.3)	

資料：韓国保健社会部『保健社会行政の実績と展望：保健社会行政白書』, 1971。

〈表3〉の1970年代の実績では、「その他」が70%に達するほどで、資料集計にもっと誠意がなくなっているようだ。しかしながら、1960年代と比べて変化を読み取ることができる。「帰郷」は、その数がどんどん減少するが、その代わり「縁故者への引き渡し」が増加し、両者を合わせると9.4%に達する。もっとも注目すべきことは、「保健所への治療依頼」が10.9%に増加したという点である。相談実績から「帰郷」及び「縁故者引き渡し」、そして「保健所への治療依頼」を除けば、残りの範疇は3%以下の低い数値を示している。これは、相談所を訪れた女性に相談員がしてあげられる措置が、「家族」に送り返したり、保健所に依頼することの他には、何ら代案がなかったという解釈ができる。おもしろいことに、前に指摘した家族倫理の強化、科学の普及という婦女政策の二つの流れと一致するのである。

表3 婦女相談所の実績 (1970~1979年) (単位:人,%)

年度	総数	職業 斡旋	補導所 への 入所	生計 補助	帰郷	縁故者 への 引き渡し	緊急 救護	保健所への 治療依頼	保護施設 収容及び その他	相談員 数
1970	115,621 (99.9)	3,709 (3.2)	3,511 (3.3)	6,606 (5.7)	20,246 (17.5)	1,428 (1.2)	4,815 (4.2)	14,025 (12.1)	61,281 (53.0)	215
1971	127,233 (99.9)	3,681 (2.9)	3,731 (2.9)	6,844 (5.4)	21,243 (16.7)	1,515 (1.2)	5,666 (4.4)	16,052 (12.6)	68,501 (53.8)	215
1972	133,334 (100.0)	3,225 (2.4)	3,373 (2.5)	5,429 (4.1)	20,647 (15.5)	1,353 (1.0)	4,484 (3.4)	15,739 (11.8)	79,084 (59.3)	215
1973	171,683 (100.0)	3,825 (2.2)	3,561 (2.1)	4,125 (2.4)	18,552 (10.8)	1,143 (0.7)	6,209 (3.6)	15,928 (9.3)	118,340 (68.9)	215
1974	186,461 (100.0)	3,383 (1.8)	2,362 (1.3)	4,967 (2.7)	14,127 (7.6)	1,456 (0.8)	4,437 (2.4)	17,603 (9.4)	138,126 (74.0)	215
1975	230,968 (99.9)	3,612 (1.6)	1,926 (0.8)	4,790 (2.1)	14,857 (6.4)	1,261 (0.5)	6,127 (2.7)	17,827 (7.7)	180,568 (78.1)	215
1976	210,195 (100.0)	4,040 (1.9)	2,732 (1.3)	5,187 (2.5)	14,654 (7.0)	1,172 (0.5)	6,333 (3.0)	27,113 (12.9)	148,964 (70.9)	215
1977	239,472 (100.0)	4,132 (1.7)	5,412 (2.3)	6,702 (2.8)	11,789 (4.9)	3,915 (1.6)	4,504 (1.9)	30,762 (12.8)	172,256 (71.9)	215
1978	269,435 (100.0)	7,624 (2.8)	4,262 (1.6)	7,018 (2.6)	11,727 (4.4)	6,667 (2.5)	10,298 (3.8)	29,802 (11.1)	192,037 (71.2)	215
1979	240,622 (100.0)	6,798 (2.8)	3,413 (1.4)	5,158 (2.1)	9,809 (4.1)	3,442 (1.4)	4,267 (1.8)	25,759 (10.7)	181,976 (75.6)	215
総計	1,925,024 (100.0)	44,029 (2.3)	34,283 (1.8)	56,826 (2.9)	157,651 (8.2)	23,352 (1.2)	57,140 (3.0)	210,610 (10.9)	1,341,133 (69.7)	

資料：韓国保健社会部『保健社会統計年報』各年版。

実際、女性の生活において、こうした科学と倫理の調和、伝統と近代の調和が可能であり、さらにこうした調和が女性の日常生活の助けとなることができたのであろうか？ 現実においては、多様な階級階層を問わず、調和よりは「分裂」が問題となる場合が多かったのではないか？ 子ども達を養育するためどんな辛苦も厭わなかった貧しい母親は、科学の恵沢どころか、封建的抑圧の中でお金を稼がなければならず、近代的新女性の自我実現を夢見た人々は、夢を捨てるか、あるいは家庭を離れるかという選択に直面しなかったのか？ 近代的高等教育を受けたが、依然として子どもの出世という私的、家族的利害関係にとらわれ、子どもの教育に躍起になる母親、家族のために献身したのにもかかわらず、子どもが独立し夫が成功する中年になって虚脱感と自我の危機に陥る母親の話は、我々の周辺で、あるいは

1960～1970年代の小説やTVドラマでしばしば目にする。このような分裂を縫い合わせて、「健全家庭」と「啓蒙された母性」を普及するのが発展国家の婦女政策であったのだ。

## 5. 結び

発展国家は、「祖国近代化」、「民族中興」などのスローガンによって、民族の利益を表象することで経済成長を効果的に主導した。しかし、実際に成長や発展は多様な階級、階層の国民にはそれぞれ異なる意味を持っていた。何よりも、発展は、女性にさらに異なる意味を持つというのが本稿の視角である。国家主導の発展モデルは、階級的偏向性を帯びるのと同様に、ジェンダー的偏向性を持つものである。このことを分析するための第一歩として、本稿では婦女政策に焦点を合わせた。

婦女政策は、道徳の強化と科学の普及という大きく二つの流れを示し、こうした異なる流れを調和的に統合することを目的にした。朴正熙体制は、急速な社会変動の過程で噴出する多様な社会勢力の声を、「民族中興のためのリーダーシップ」を前面に押し立てて抑圧し、いわゆる韓国的民主主義の基盤である伝統と美風良俗の継承発展のために、家族の安定を重視した。発展国家は、家族の安定を家族の責任と認識し、こうした脈絡において、道徳の強化は女性の生活を規制する重要な基準になった。社会秩序と倫理を正しく捉えるために、女性は家庭を道徳の領域として守らなければならないというのである。もう一方で、科学の普及は、家庭の中での女性の暮らしの合理化、節約と貯蓄を増大するように啓蒙し、とくに家族計画を通じた西欧医療の普及は、女性が近代科学に抵抗するよりは、それを手段や道具として受容するようにさせた。科学と倫理が調和する健全な家庭は、まさに伝統的な婦徳と近代的な主婦の知恵を合わせた「母性」を媒介にして機能し、この時期に申師任堂は理想的な女性像として浮き彫りにされた。

果たして、このような女性政策が女性の生活の中にそのまま受容されたのかは、もう一つの問題である。本稿は、近代化と産業化、発展国家の形成という巨視的な脈絡の中に国家—女性—家族の関係を設定し、このために婦女政策を概括的に考察する試論に過ぎない。時期別に、具体的な政策の形成過程と効果に対してもっと細かく分析することが課題として残っている。ただ、女性政策、家族政策に対する関心が過去に比べて高まっている最近の状況下にあって、政策形成の歴史的脈絡、公／私分離、近代／伝統の関係などを少し巨視的に理解することが必要であるという点を強調しておきたい。本稿は、1960～70年代という限定された時期の分析にとど

まったが、韓国社会における近代性と母性の複合的な關係を究明するためには、日帝下から1990年代までを包括する、もう少し本格的な研究が要請されるだろう。

〈参考文献〉

- 공세권 (コン・セグオン)、박인하(パク・イナ)、유희원(유·フィウオン)(1981) 『한국가족계획사업 1961-1980(韓国家族計画事業 1961-1980)』,가족계획연구원(家族計画研究院).
- 김동춘(キム・ドンチュン) (1994) 「한국 자본주의의 성격과 지배질서: 안보국가, 시장, 가족(韓国資本主義の性格と支配秩序: 安保国家、市場、家族)」 한국산업사회연구회편(韓国産業社会研究会編) 『한국사회의 변동(韓国社会の変動)』한울(ハウル).
- 대한주부클럽연합회(大韓主婦クラブ連合会)(1997) 『대한주부클럽연합회 30년사 1966-1996(大韓主婦クラブ連合会 30年史)』
- 변희남(ピョン・フィナム)(1989) 『부녀복지행정의 길 40년: 일선행정 퇴임에 붙여(婦女福祉行政の道 40年: 一線行政退職に寄せて)』
- 노동청(労働庁)(1972) 『근로여성의 현황(勤勞女性の現況)』
- 보건사회부(保健社会部)(1963) 「생활개선클럽이란?(生活改善クラブとは?)」 부녀국 생활과편(婦女局生活課編) 『생활과 문화(生活と文化)』
- 보건사회부(保健社会部)(1971) 『보건사회 행정의 실적과 전망: 보건사회행정백서(保健社会行政の実績と展望: 保健社会行政白書)』
- 보건사회부(保健社会部)(1987) 『부녀행정 40년사(婦女行政 40年史)』
- 보건사회부(保健社会部)(1970-80) 『보건사회 통계년보(保健社会統計年報)』
- 사춘, 엔 쇼우스틱(サッスン、アン・쇼우스톡)(1989) 『여성과 국가: 국가정책과 여성의 공·사영역의 변화(女性と国家: 国家政策と女性の公・私領域の変化)』 한국여성개발원(韓国女性開発院).
- 大沢真理(1995) 『회사인간사회의 성: 현대 일본을 젠더로 읽는다(会社人間社会の性: 現代日本をジェンダーで読む)』 (정진성·장화경 공역(チョン·진ソン、찬·파기온共訳))나남(ナナム出版).
- 오제경(オ·ジェギョン)(1961) 「혁명공약과 혁명구호를 논함(革命公約と革命のスローガンを論じる)」 『최고회의보(最高會議報)』 제 1호(第 1号).
- 장경섭(찬·기온소프)(1995) 「중국의 탈사회주의 개혁과 사회보장 체계의 전환: 시장, 국가, 가족 사이의 농민 복지(中国の脱社会主義計画と社会保障体系の轉換: 市場、国家、家族の間の農民福祉)」 『경제와 사회(經濟と社会)』 여름호(夏号).
- 정희섭(찬·피소프)(1962) 「가족계획 시책의 재검토(家族計画施策の再検討)」 『최고회의보(最高會議報)』 제 13호(第 13号).
- 카비르, 나일라(카빌, 나이라)(1998) 「여성과 발전에 대한 구조적 시각들(女性と發展に対する構造的視角)」 다이앤 엘슨외(다이앤·엘슨他) 『발전주의



비판에서 신자유주의 비판으로 : 페미니즘의 시각(發展主義批判から新自由主義批判へ : フェミニズムの視角)』 공감(共感).

- Boserup, E., 1970, *Women's Role in Economic Development*, New York : St. Martin's Press.
- Hobsbawm, E., 1983, "Introduction : Inventing Tradition," in Hobsbawm & Ranger (eds.) *The Invention of Tradition*, Cambridge Univ. Press.
- Kwon, Hyuk Joo, 1995, *The 'Welfare State' in Korea : The Politics of Legistimation*, Ph.D. Thesis, St. Antony's College, University of Oxford.
- Leftwich, A., 1996, *Democracy and Development*, Polity Press.
- Moon, Seung Sook, 1998, "Begetting the Nation : The Androcentric Discourse of National History and Tradition in South Korea," in Kim, E. H. & Choi, Chung Moo (eds.), *Dangerous Women*, Routledge.
- Peteman, C., 1989a, "Feminist Critiques of the Public / Private Dichotomy," *The Disorder of Women*, Polity Press.
- Peteman, C., 1989b, "Feminism and Democracy," *The Disorder of Women*, Polity Press.
- Scott, C. V., 1995, *Gender and Development : Rethinking Modernization and Dependency Theory*, Lynne Rienner.
- Walby, W., 1990, *Theorizing Patriarchy*, Blackwell.
- Weiss, L., & Hobson, J. M., 1995, *State and Economic Development*, Polity Press.